

施策評価調書(2年度実績)

				施策コード	Ⅱ-1-(3)			
政策体系	施策名	産地を牽引する担い手の確保・育成	所管部局名	農林水産部			長期総合計画頁	81
	政策名	挑戦と努力が報われる農林水産業の実現	関係部局名	農林水産部				

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③
取組項目	将来を担う稼ぐ経営体の確保・育成	農林水産業を支える多様な人材の活躍	経営体を支えるシステムの強化

【Ⅱ. 目標指標】

指 標		関連する取組No.	基準値		2年度			6年度	目標達成度(%)				
			年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125
i	農林水産業への新規就業者数(人)	①②③	H26	325	453	468	103.3%	479					
ii	中核的経営体数	①②③	H26	671	1,120	1023	91.3%	1,400					
		①②③	H30	13	19	19	100.0%	35					
		①②③	H26	217	241	243	100.8%	257					

【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i 達成	オンライン就業相談やSNSでの情報発信を行うとともに、感染症対策を講じたうえで県内外での移住・就業合同相談会を開催した。また、就農学校・林業アカデミー・漁業学校等の研修制度、県独自の給付金制度、新規就農者の初期負担軽減対策などの就業支援制度を充実させたことで、R2年度は農業で290人、林業で102人、水産業で76人の新規就業者を確保できた。		達成
ii 概ね達成	課題解決の方針策定などの中心的役割を担うコーディネーターを農業経営相談所に配置し活用を推進したところ、農業者の経営支援を円滑に行うことができ、農業法人数は1,023経営体となり、概ね目標値を達成した。 高性能林業機械や伐採から植栽までの一貫作業の導入等により、素材生産力の向上及び再造林に積極的に取り組む事業体の認定・支援に取り組んだ結果、中核的林業経営体は前年度から1事業体増え、19事業体となり目標値を達成した。 認定漁業士候補者の掘り起こしを進めるとともに、漁業技術や操業関係法令等を学ぶ機会を提供したことなどにより、認定漁業士は前年度から3人増やすことができた。		

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営塾では、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、ZoomやFacebookを活用した研修を開催することで、17人の卒業生を確保した。 ・おおいた林業アカデミーにおいて、林業を担う人材の確保・育成に向け、基礎的な知識・技術を習得する1年間の研修を実施した結果、9人の研修生全員が県内で林業に就業できた。 ・リモートでの相談会など漁業への就業希望者への情報発信等を行い、漁業担い手総合対策事業により、新規就業者を5人確保できた。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体での情報発信や、オンラインを活用した就農相談会、疑似体験ツアー等の実施などにより、県外から新たに80人が就農した。 ・女性向け研修施設の整備及び研修生募集の支援を行ったほか、農業に関心を持つ女性を対象とした情報発信や、セミナー・バスツアーの開催等により、新たに75人の女性が就農した。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・農協の経営改善や機能強化のため、県域組織戦略の構築に向けた協議を重ねた結果、大分県農協・玖珠九重農協・九重町飯田農協がR3年4月に合併することとなった。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(2年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①	林業事業体強化推進事業	100.0	164
	農業次世代人材投資事業	97.0	185
	林業新規参入者総合支援事業	92.7	188
	漁業担い手総合対策事業	100.0	189
②	UIJターン就農者拡大対策事業	121.2	189
	女性就農者確保対策事業	111.9	190

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○大分県農業非常事態対策会議(R3.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年農林業センサス(概数値)によると、農業経営体は5年前と比較し24.9%減少するなど、担い手が逼迫しており対策が必要。新規就農に加え、現在の担い手の継承等も課題。 ・販売金額1,000万円以上の経営体が占める割合7.1%は九州平均15.5%を大きく下回っている。米から高収益な園芸品目への転換を早急に進める必要がある。 	<p>○集落営農推進本部会議 (R3.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の人材を確保するには、新規就農者に加え、集落地縁者にアプローチする手法も有効。 ・集落営農組織の今後の経営改善に向けた取り組みの分類分けと対策が必要。
---	---

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・就農学校などの研修制度や、就業初期の負担軽減などを通じて、円滑な経営開始等を支援するとともに、産地等を牽引する大規模な担い手や参入企業などの確保・育成に取り組む。また、高齢者や女性、障がい者など、誰もが農林水産業の分野で活躍できる環境整備を進める。 ・新規就農者の確保に向け、市町村等が行う就農学校及びファーマーズスクールを中心に、初期の技術研修から経営発展に向けたフォローアップに至るまで、一貫した支援体制を構築する。 ・R3年度からは新たに、簡易ハウスや共同機械、選荷場を完備した農業団地を整備し、就農希望者にアパート方式で貸し付ける制度を開始することで、即時就農、半農半Xなどの多様な担い手の確保・育成を目指す。また、「経営継承コーディネーター」を新たに配置し、農家に経営継承の意識啓発を働きかけ、円滑な経営継承を推進し、担い手の若返りによる経営規模・産出額の維持、向上を図る。 ・地区内外からの新たな人材を確保するため、T型集落点検による集落地縁者の掘り起こしをモデル的に実施するとともに、複数の集落営農組織が広域で連携する新法人の設立へ向けた取り組みを進める。また、集落営農組織の経営実態調査・分析を行い、経営改善に向けた支援を強化する。 ・アフターコロナを見据え、農業経験のない異業種からの人材の活用を広げるため、作業者の習熟度に左右されないICT・スマート農業の導入を促進し、受入れ体制の強化を図る。